

2025年6月30日

各位

株式会社 北海道銀行

発行済み未使用手形・小切手の買戻しについて

ほくほくフィナンシャルグループの北海道銀行（頭取 兼間 祐二）は、このたび政府・産業界・金融界が一丸となって取り組む「手形・小切手の全面的な電子化」対応の一環として、2024年10月以降に当行が発行した未使用手形・小切手の買戻しを実施いたします。

つきましては、手形・小切手をご利用中のお客さまは、代替サービスへの移行をご検討いただきますようお願いいたします。ご不便をおかけいたしますが、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

買戻期間	2025年8月1日（金）～2026年3月31日（火）
対象物件	2024年10月以降に当行で1冊11,000円（税込）で購入された「手形帳」「小切手帳」に綴られている未使用用紙 ※ただし、次の手形・小切手用紙は買戻し対象外となります。 ①金額の記入がある手形・小切手用紙 ②当座預金解約済みの手形・小切手用紙
買戻金額	未使用用紙1枚につき220円（税込）
申込条件	「道銀電子債権サービス」または「北海道銀行EBサービス」をご契約のお客さま（新規申込を含みます） 《対象となるEBサービス》 「道銀ビジネスWEBサービス」「道銀パソコンサービス（V型）」 「道銀データ伝送サービス（AnserDATAPORT方式）」
申込方法	「未使用手形・小切手用紙 返却届出書」および未使用用紙が綴られた手形帳・小切手帳をお取引店窓口にお持ちください。 ※「未使用手形・小切手用紙 返却届出書」については、店頭にてご用意しております。
入金方法	手形帳・小切手帳の買戻し金はお申込月の翌月末を目途にご利用の当座預金口座へご入金いたします。
その他	買戻しは上記対象物件に記載の手形帳・小切手帳に限ります。手形帳・小切手帳を購入された時期が不明の場合は、お取引店にお問い合わせください。

該当するSDGsの目標



SDGsは Sustainable Development Goals の略称で、2015年に国連で採択された2030年までに達成すべき17の目標と169の具体的なターゲットを定めた「持続可能な開発目標」です。ほくほくフィナンシャルグループは、2019年4月に「SDGs宣言」を表明しました。

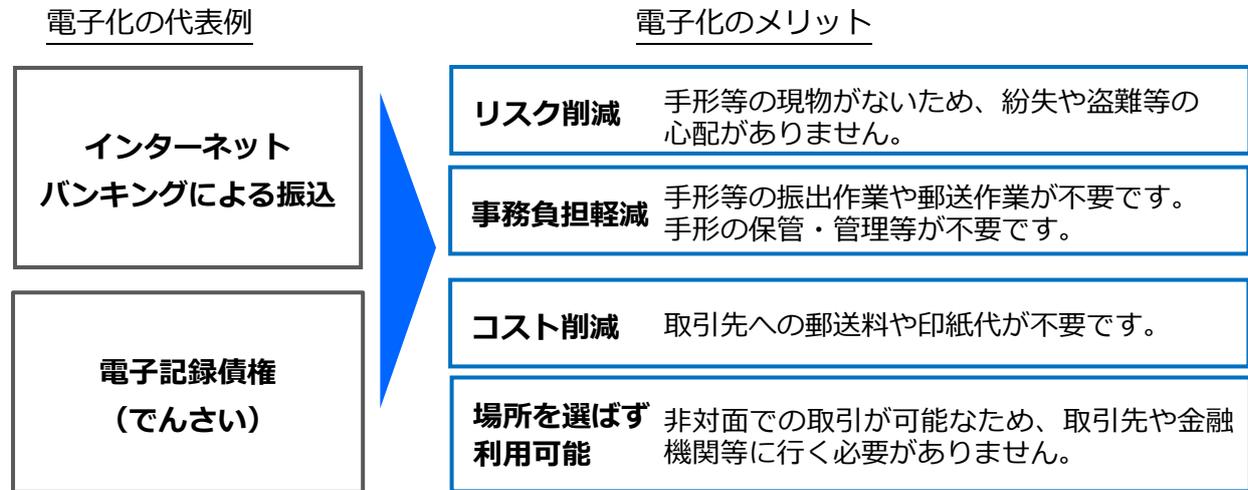
以上

＜本件に関するお問い合わせ先＞

北海道銀行 営業統括部	佐藤	TEL 011-233-1429
総合事務部	高田	TEL 011-815-1196
広報CSR室	坂野	TEL 011-233-1005

手形・小切手の全面的な電子化について

■電子化とは



■電子化が遅れると

- ✓ 電子化によるメリットを享受できず、生産性の向上が遅れてしまう。
- ✓ 取引先との資金決済に支障が生じる 等のおそれがあります。

■代替サービスについて

(1) 手形をご利用のお客さま

手形に代わる決済手段として「でんさい」のご利用を推奨しております。でんさいとは、でんさいネットが取扱う電子記録債権を指し、電子的に金銭債権のやり取りを行うことができます。

(2) 小切手をご利用のお客さま

小切手に代わる決済手段として、当行のインターネットバンキング「道銀ビジネス WEB サービス」のご利用を推奨しております。また、支払先によってはクレジットカードでのお支払いも可能です。

【ご参考】「手形・小切手の全面的な電子化」に関する北海道銀行のこれまでの取り組み

払戻請求書による当座預金出金の取扱い	当座預金からの払い戻しについて、現行の小切手の振出のほか、払戻請求書による取り扱いを開始しております。
2027年4月以降を期日とする手形等の代金取立受付の停止	2027年4月1日(木)以降を期日とする手形や小切手(先日付小切手)について、期日管理が必要な代金取立の受付を停止しております。
手形・小切手帳の発行受付終了	2026年3月31日(火)をもちまして手形帳・小切手帳の発行依頼の受付を終了いたします。
「道銀電子債権サービス」ご利用手数料の改定	2025年6月2日(月)より、決済事務手数料を無償化するなどご利用手数料の改定を実施しております。